



国 際 第 372 号
平成30年 2月15日

公益財団法人茨城県国際交流協会
理事長 細谷 茂治 殿

茨城県知事 大井川 和彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成30年2月15日 から 平成35年2月14日 まで